

(参 考)

「独立行政法人整理合理化計画」において
監事監査の対象とされた事項等に関する所見等

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構 監事

	整理合理化計画 該当部分	監査事項等	所見等
1	Ⅲ－１－（１）④ Ⅲ－２－（１）②カ Ⅲ－２－（１）④ウ	随意契約見直し計画の実施状況を含む 入札及び契約の適正な実施	<p>1 契約は、原則として一般競争入札によることとしており（会計規程第 17 条）、随意契約は限定的に締結されるべきものである。</p> <p>随意契約によりることができる場合は内部規則で限定している。その限度額についても国と同額となっている。「包括的随契条項」は削除済みである（契約事務取扱規則第 31 条）</p> <p>契約の適正化については、上記の規定を誠実に運用することが必要であると考え。</p> <p>2 調達に係る第 3 者機関として「調達に関する第三者委員会」が設置されている。この委員会において、一般競争入札及び随意契約の適否についての事後評価が行われることになっている。有意義かつ建設的な意見の表明を期待するものである。</p> <p>3 随意契約見直し計画（平成 19 年 12 月）によれば、随意契約件数 217 件、金額合計 23.45 億円（平成 18 年度実績）を、それぞれ 24 件（9.3%）、9.7 億円（19.7%）</p>

			<p>に削減することとしている。平成 20 年度は、それぞれ 34 件 (17.4%)、3.2 億円 (3.9%) となっており、19 年度 (57.9%, 8.7%) に比較し大きく改善している。</p> <p>4 契約を締結したときは所定の期間内に当該契約に係る情報を公開することとなっているので、平成 18 年 8 月 25 日付財計 2017 号に定めている別紙様式 1～4 により公表されるものと考えている。</p>
2	Ⅲ－１－（２）④	保有資産の見直しの状況	保有資産は有効に活用されており、売却、処分等の検討が必要なものは無い。
3	Ⅲ－１－（４）③ Ⅲ－２－（１）④ウ	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等	<p>1 人件費については、運営費交付金の査定において厳格な枠がはめられている。</p> <p>2 各種手当等について、規程等の整備を含む見直しが機構において検討されている。機構の特殊性にも配慮しつつ適切な見直しがなされることを期待する。</p> <p>3 他の独立行政法人と対比して給与水準は高い現状にある。国際研究機関として英語を多用する等の機構の特質にふさわしい有能な役職員を確保する必要性に配慮しつつも、今後若手職の採用枠の拡大等により、給与水準の低下に努める必要がある。</p>
4	Ⅲ－２－（１）④ウ	内部統制の状況、情報開示の状況	<p>1 独立行政法人通則法等の法令は遵守されている。</p> <p>2 組織規程により各部各課の所掌（責任）が定められている。</p>

			<p>3 業務方法書、会計規程、契約規則、報酬規程等は遵守されている。経理事務については、時により監査法人に照会し支援を得ている。</p> <p>4 選任のコンプライアンス担当を置き、法令等の遵守に努めている。</p> <p>5 情報公開規程に基づき請求された情報を適切に開示している。</p> <p>6 監事監査計画に基づき、年4回の実地監査を含む監査を行った。</p> <p>7 監事監査の結果、内部統制は適正に機能しているものとする。</p>
5	Ⅲ－２－（１）④エ	監事相互間の情報交換・連携の状況	相互の連絡を密にし、情報交換・連携の強化を行っている。